

第25期 第13回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和6年6月26日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 1 3 回定例農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 2 6 日（水）午後 3 時 3 0 分から、ウェルピア伊予において第 1 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 9 名
農地利用最適化推進委員	1 6 名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第 4 8 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	7 件
第 4 9 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	2 件
第 5 0 号	非農地判断について	2 件
第 5 1 号	伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	1 件
第 5 2 号	伊予農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	1 件

（報告）

第 1 8 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について	2 件
第 1 9 号	農地の使用貸借解約通知について	2 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第13回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思っております。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

議案第48号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	稻荷	●●	さん
譲受人	徳島県	●●	さん
申請地	稻荷字●●	畑	●●㎡
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ1番のとおりです。申請地周辺の地図を3ページに掲載しています。申請地が、赤色の場所になります。譲受人の●●さんは現住所が徳島県ですが、今回の申請地に隣接する、黄色に着色した稲荷●●番の宅地を購入して自宅を建築中です。住居に隣接する農地で、担い手の集積・集約に影響を及ぼすような農地ではないと判断されます。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

この畑はずっと放棄地でございまして、昔は果樹を植えていましたが、今は全部枯れてしまって完全な放棄地です。親が亡くなってから地元にはいません。今は松山に出ているとのこと。特に影響はございません。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人 上三谷 ●● さん

譲受人 市場 ●● さん

申請地 市場●● 畑 ●●m²

申請理由 (譲受人) 家庭菜園
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです。申請地周辺の地図を4ページに掲載しています。申請地が、赤色の場所になります。黄色が譲受人の●●さんの自宅です。住居に隣接する農地で、担い手の集積・集約に影響を及ぼすような農地ではないと判断されます。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

現場は家庭菜園となっておりまして、実状、ずっと昔から●●さんがされておりまして、このたび名義変更できるようになったとのこと。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	上三谷	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社●●	さん
申請地	上三谷字●●	田	●●m ²
	他5筆	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

毎回出ていると思いますが、梅を作っている方で、拡大するための売買でやっております。問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	愛知県	●●さん
譲受人	砥部町	●●さん
申請地	上三谷字●● 畑	●●m ²
	他6筆 合計	●●m ²
譲受人の耕作面積		●●m ²
申請理由	(譲受人) 生前贈与	
	(譲渡人) 生前贈与	
権利の種類	贈与による所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

上の3つに関しては、現在ミカン畑になっております。下の4つは雑木林になっておりまして、手が付けられない状態です。本人と現地確認したのですが、本人はやる気がなく農地は引き継いだけだそうです。ミカン畑は草を刈っていない状態でしたので、最低でも草を刈って、前の持ち主が川の土手に柿の木を勝手に植えていたので、全部切ってきれいにしました。ミカン畑は何もしていない状態なので、とにかく地元の総代や関係者に言って作ってもらうようにしておりまして、持っている器具が草刈機しかないので、「それだけはやってください」と言いました。下の4つは他のところに迷惑をかけるような場所ではないのですが、上の3つに関しては迷惑になることもあるので、草刈りだけはやってもらおうと地元では話しています。以上です。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●委員からご説明いただいたのですが、管理をされていない状態ということは、ミカン畑を放任されているということで、もし、その近くで水田や栽培されている方がいたら迷惑になると思いますが、その点はどうなっていますか。

●● 農業委員

ミカン畑に関しては、「最低限の草刈りをしてください」と私の方でも言っておりますし、地元の総代からも話をしてもらっております。口約束ですが、「草刈りはします」とのことでしたが、今は出来ていない状態です。近くなので関わりを持って見ていこうと思います。

議長

●●さんは、働きに出ているのですよね。

●● 農業委員

はい。●●代で若いです。

議長

若いですからね。休みの時だけになりますので大変だとは思いますが、地域の人たちで見守っていただいて迷惑にならないように助言等いろいろしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

●● 農業委員

生前贈与ということは親戚になるのですか。

●● 農業委員

孫になります。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	双海町大久保字	●●	畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

また、地元委員である●●委員さんからは、譲渡人の●●さんは松山市に転出しており、高齢のため農地の処分を検討していました。譲受人の●●さんは、松山市在住ですがこの近くに別荘をお持ちで以前からオリーブなどを栽培され

ています。特に問題ないのでよろしく申し上げます。以上です。

議長

それでは、番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

続いて、番号6について、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	双海町高岸	●●	さん
譲受人	双海町高岸	●●	さん
申請地	双海町高岸字	●●	畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ6番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

また、地元委員である●●委員さんからは、譲渡人の●●さんは高齢のため経営面積を徐々に減らされています。今回の申請地も自宅から距離があるためこの数年は管理不足になっていました。そこで隣の園地で耕作している●●さんに話がいったようです。●●さんは、新規就農2年目で地元では期待の若手で問題はありません。よろしく申し上げます。以上です。

議長

それでは、番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	中山町出渕	●●	さん
譲受人	中山町出渕	●●	さん
申請地	中山町出渕	●●	畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営の安定化	
	(譲渡人)	譲受人の農業経営の安定化	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ7番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号7について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんの父親と●●さんとの間で、家の隣同士の農地を交換しようということで交換したようです。●●さんの土地(●●さんの隣の農地)だけが名義変更していなくて、そのままだったらしいです。●●さんの父親は亡くなっておられるので、どういう経緯で片方だけ登録していないのかわからないのですが、贈与ということをお願いしますということでした。事実上、それぞれ耕作

しているので問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

議案第49号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は5ページ、申請地説明図は位置図が2ページ、現地写真は3ページをご覧ください。譲渡人は、上三谷、●●さん。譲受人は、香川県坂出市、●●さん、●●さん。申請地は、上三谷字●●、田●●m²。転用目的は分家住宅、権利の種類等は、使用貸借権設定です。

譲受人は現在、県外在住で借家にて生活しているが、子どもの成長に伴い生活拠点を実家のある伊予市に置くことを計画し、譲受人が居住するための新居建築用地を探していたが、譲受人(●●)の実父が所有する農地以外に適当な候補地が無く、また、将来的な両親の介護の面からも最適地であるため、当該申請地に分家住宅を建築すべく本申請に至ったものであります。

申請地は上三谷の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha以上の農地の広がりのない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが

無いと考えられます。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 推進委員

説明通り息子さんが家を建てるということで、写真の奥が実家で問題無いと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

議案説明書は5ページ、申請地説明図は、位置図が4ページ、現地写真は5ページをご覧ください。譲渡人は、松山市、●●さん。譲受人は、下吾川、株式会社●●、代表取締役●●さん。申請地は、上野字●●、田、●●㎡。転用目的は露天資材置場、露天駐車場。権利の種類等は、所有権移転です。

譲受人は、主に建築工事等を事業としているが、既存の露天資材置場・露天駐車場が狭く業務に影響が出てきたことから、新たな用地を早急に確保する必要があり、本社・並びに受注工事現場等に近接する範囲にて土地を選定、検討していたところ、適地とする当該農地において土地所有者との話がまとまり、転用すべく本申請に至ったものであります。

申請地は、上野の主要地方道沿いの住宅等が連たんする区域に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 推進委員

この申請地は、写真にありますように●●の●●からまっすぐ北伊予の方へ伸びている道路のほぼ中間点の西側に接する南北に細長い土地です。●●さんの方では、ここの農地を露天の資材置場、並びに重機の駐車場に転用したいということです。必要に応じて、周囲はコンクリート用品で土砂、碎石等の流出を防ぐということです。それと、盛土等を行わず整地のみを行う予定と聞いておりますので、周辺の農地への影響はほとんどないと考えております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第50号

農地法第2条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業

委員会の承認を求める。

事務局

番号 1

議案説明書は 6 ページ、申請地説明図は、位置図が 6 ページ、現地写真は 7 から 9 ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、双海町上灘、●●さん。土地所在地は、双海町上灘字●●、畑、●●㎡、他 2 筆、計 3 筆、面積合計●●㎡。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出人は平成 31 年 4 月に、相続により当該農地の所有権を取得したものの、相続した時点で山林化しており、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものです。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 農業委員

●●さんは息子さんなのですが、お父さんとお母さんが昔、畑だったところに木を植えて現在に至ります。お父さんが亡くなられて、お母さんもできる状態ではなく、●●さんも出来ないとのことで、山林にしたいという話になって今に至りました。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号 1 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 1 について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

議案説明書は6ページ、申請地説明図は、位置図が10ページ、現地写真は11から14ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、双海町串、●●さん。土地所在地は、双海町串字●●、畑、●●m²、他6筆、計7筆、面積合計●●m²。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出人は平成25年11月に、相続により当該農地の所有権を取得したものの、相続した時点で山林化しており、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものです。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 農業委員

●●さんですが、農地を相続した時点で山林化しておりまして、農業も現時点で足の調子が悪く後継者もいないので山林ということをお願いされました。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第51号

伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の5第1項第27号イの規定に基づき農業委員会の意見を求める。
番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は、7ページ、申請地説明図は、位置図が15ページ、現地写真は16ページをご覧ください。申出人は、松山市、●●さん、●●さん。土地所有者は、上野、●●さん。土地所在地は、上野字●●、田、●●㎡。計画変更内容は、分家住宅への転用を目的とした、伊予地域の農業の振興に関する計画・27号計画の変更による農振・農用地区域からの除外。

申出人は現在、市外の借家に居住しているが、現住所では将来的に手狭であることと、高齢な妻(●●)の両親を支えるためにも、妻の実家である伊予市上野に申出人が居住するための新居建築用地を探していたが、申出人妻の実父が所有する農地以外に適切な候補地がなく、また、将来的には農業の継続的な手伝いや両親の介護においても最適地であるため、申出地に分家住宅を建設すべく本申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済

第1号要件 代替地：無

第2号要件 周辺農地への影響：無

第3号要件 担い手への影響：無

第4号要件 付帯施設への影響：無

第5号要件 土地基盤整備事業の実施：有

(土地改良区等：除外支障なしの意見協議済み)

本案件は、伊予地域の農業の振興に関する計画により目指す農業振興の方策に係るものとして認められるため、農用地区域から除外することについて、止むを得ないと判断されます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

申出の土地は 15 ページの写真にあるところですが、奥さんの両親の家は、右下の JR の線路の西側です。ほんの 20～30m 離れたところでございます。ここに分家住宅を建設したいので農用地域からの除外を申請されています。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●さんは農地をどのくらい持たれていて、農業で作物を作られているのかお聞きしたいです。

●● 推進委員

この自宅周辺に農地を持たれています。今回の分家住宅の申請地の登録上は、田になっていますが、現状は家庭菜園的な野菜を作っている畑になっております。申請地以外についての営農状況については、申し訳ございません、十分把握しておりません。以上です。

事務局

事務局から回答させていただきます。経営面積は●●㎡で主に水稻を生産されている農家さんになります。

議長

他にございませんでしょうか。無いようでしたら、番号 1 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 1 について承認いたします。

議案第 5 2 号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき農業委員会の意見を求める。番号 1 について、事務局の説明を

お願いします。

事務局

番号 1

議案説明書は、8 ページ、申請地説明図は、位置図が 17 ページ、現地写真は 18 ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、双海町串、●●さん。土地所在地は、双海町串字●●、畑、●●m²。計画変更内容は、植林し山林への転用を目的とした、農振・農用地区域からの除外。

申出地は、樹園地として長年管理されていたが、急傾斜地で園内道も整備出来ず、作業効率の悪い農地であり、申出人も高齢となり、今後の農地としての管理が困難であるため、杉を植林し、山林として管理していくために、適切な手続きを行うべく、本申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件を確認済

- 第 1 号要件 代替地：無
- 第 2 号要件 周辺農地への影響：無
- 第 3 号要件 担い手への影響：無
- 第 4 号要件 付帯施設への影響：無
- 第 5 号要件 土地基盤整備事業の実施：無

本案件の申出内容は妥当であると考えられ、農用地区域から個別除外することについて、止むを得ないと判断されます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 農業委員

この土地ですが、長年されてこられたのですが、足が不自由になり去年手術をして傾斜地でできないようになりました。荒らすこともできないので、杉を植えるということで申出がありました。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からのご質疑はご座いませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

報告第18号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。番号1、2について、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は、下吾川、●●さん、譲受人は、下吾川、株式会社●●、代表取締役●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、畑、●●㎡、他1筆、計2筆、面積合計●●㎡。転用目的は、分譲宅地で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

番号2

譲渡人は、市場、●●さん、譲受人は、宇和島市、株式会社●●、代表取締役●●さん。土地所在地は、市場字●●、田、●●㎡。転用目的は、露天駐車場で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

以上です。

議長

ありがとうございます。報告第18号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

報告第19号

農地の使用貸借による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

貸出人	大平	●●	さん
借受人	大平	●●	さん
届出地	大平●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 使用貸借権設定		

番号2

貸出人	市場	●●	さん
借受人	市場	●●	さん
届出地	市場字●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 使用貸借権設定		

議長

ありがとうございます。報告第19号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

先ほど説明がありました、8ページの2番の件ですが、直接的には関係ないのですが、間接的に関係しております、この会社は●●の販売を拡張して経営をされています。周辺にいろいろ騒音等の被害が出ているのかいないのかその点をお聞きしたいです。

議長

地元の委員さんで答えられる方はお願いします。

●● 推進委員

●●さんから、地元の方の苦情というものは聞いておりません。農業に関係

はないのですが、隣人とのお付き合いは良好にさせていただいております。

議長

よろしいでしょうか。確かに国道沿いの近くのほとんどが、車の置場になっておりまして、騒音は車の流れのほうがあるのではないかと思います。今、言ったように地元の人からの苦情はないということです。他にないでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は7月30日(火曜日)午後1時30分から農業振興センターでの開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第13回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後4時27分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
